

農地法第3条許可申請 必要書類一覧表(被設定人又は譲受人が個人の場合)

必 要 書 類 等	部数	備 考
☐ 第3条許可申請書(様式1-1)	1部	
☐ 第3条許可申請書(別添)(様式1-2)	1部	
※以下添付書類	部数	備 考
☐ ① 申請地の土地登記簿謄本(3ヶ月以内)	1部	
☐ ② 申請地の地番図(公図)	1部	
☐ ③ 住民票(譲受人・被設定人、世帯全員、3ヶ月以内)	1部	当市農業委員会の基本台帳に登載されている場合は不要
☐ ④ 誓約書(譲受人・被設定人)	1部	
☐ ⑤ 農業経営計画書(譲受人・被設定人)	1部	
☐ ⑥ 現在の耕作状況一覧表(譲受人・被設定人)	1部	
☐ ⑦ 申請地の位置図(住宅地図)	1部	(1/2,500程度)
☐ ⑧ 譲受人・被設定人の通作経路図	1部	
☐ ⑨ 耕作証明書(譲受人・被設定人)	1部	譲受人・被設定人住所地が市外の場合
☐ ⑩ 使用貸借又は賃貸借に限る申請の場合は、契約書の写し	2部	使用貸借又は賃貸借の場合

●許可基準

※ 全部効率利用要件(すべての農地を効率的に耕作する事)・常時従事要件(概ね年間150日以上従事する事)・調和要件(周辺に悪影響を与えない事)を満たしており、通作距離が概ね30km、1時間以内。

※ 申請書に不備がなければ、申請書受付の翌月の定例会にて許可審議致します。

(定例会開催日につきましては、農業委員会事務局にてお問合せください。) TEL 072-483-9975

●その他

※ 土地登記簿謄本の所有者の住所が現住所と違う場合は、つながりのわかる住民票又は戸籍の附票を添付してください。

※ 申請内容により他の書類提出を求める場合があります。